

# 収入のない方にオススメの提出方法

問合先:石垣市役所税務課(0980-87-9025)

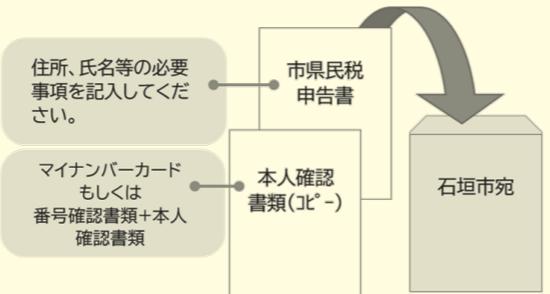
申告会場混雑緩和のため、郵送または電子による申告書の提出にご協力ください

## 郵送での提出について

下記に該当する方は「市県民税の申告書」と「マイナンバーカード(両面)の写し」または「番号確認書類(通知カード、個人番号記載の住民票)の写しと本人確認書類(運転免許証等)の写し」で申告できます。

- ・遺族年金や障害年金を受給していた
- ・市外在住の親族が年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告している
- ・傷病手当や雇用保険等を受給していた
- ・生活保護を受給して生活していた
- ・預貯金等で生活していた
- ・収入がなく、援助を受けて生活していた

【送付先】  
〒907-8501 石垣市真栄里 672 番地  
石垣市役所 税務課 市民税係 行



※郵送で申告した場合は、申告受付書(控え)をお渡ししておりません。  
ご希望の方は、返信用封筒(宛名記入の上、110円切手貼付)を同封してご郵送ください。

受付締切日：令和8年3月16日(月) 消印有効

## 電子での提出について

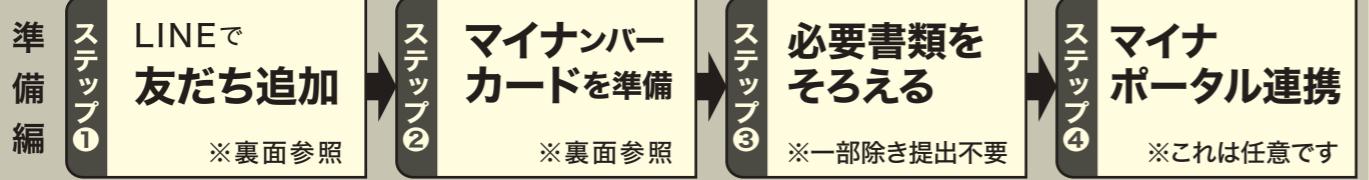
令和8年度(令和7年中の収入)申告分から、個人住民税の電子申告(24時間、365日受付可能)がスタート!  
スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX(エルタックス)※個人住民税電子申告システムにアクセスし申告ができます。



※ただし、個人住民税の電子申告を終えても、所得税の申告(確定申告)が必要な場合があります。ご注意ください。  
※注 eLTAX：地方税ポータルサイトの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

## ご自宅から 並ばずに マイナンバーカードを利用してe-Tax

問合先：確定申告 電話相談センター  
0980-82-3074  
音声案内から「0」を選択



＼ 市県民税の申告がはじまります ／

## 令和8年度 市民税・県民税兼国民健康保険税申告の手引き

受付期間 | 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)※土日祝日を除く

開場時間 | (午前) 9:00～12:00 / (午後) 1:00～4:00

午前の受付は11:00、午後の受付は3:00までとなります。

※会場の混雑状況により受付を早めに締め切る場合があります。

受付会場 | 石垣市役所 2階 第1会議室・第2会議室

### 申告に必要なもの

#### ○ 申告書

▶ 会場での待ち時間を短くするために、申告書はご自宅で記入してください。

#### ○ 本人確認ができる書類(個人番号(マイナンバー)確認+身元確認)(注)

- ▶ マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードで個人番号と身元の確認ができます。
- ▶ マイナンバーカードをお持ちでない方は、個人番号確認の書類(通知カード、個人番号記載の住民票)と、身元確認の書類(運転免許証、健康保険の資格確認書等)で確認します。

※通知カードの住所と現住所が異なる場合は、個人番号確認の書類として取扱いできません。

#### ○ 収入のわかるもの(昨年中の収入分)

- ▶ 給与・年金収入の方は、源泉徴収票を持参してください。
- ▶ 営業・漁業・農業・不動産等の収入の方は、収入金額・必要経費の領収書等の書類・帳簿等を持参してください。
- ▶ 減徴償却費を計上するときは、物品名・購入日・金額等が明記された領収書を提示してください。
- ▶ 不動産収入のある方で、固定資産税を経費に計上するときは、「固定資産税の納税通知書」もしくは「公課証明書」(税務課にて1枚:300円で発行)が必要です。
- ▶ 収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間、領収書等の書類は5年間保存する必要があります。

#### ○ 各種控除の証明書・領収書

- ▶ 各種控除を受ける方は、下記の証明書等の提示が必要です。
  - 社会保険料控除を受ける方は、納付証明書、領収書等
  - 小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、支払証明書、控除証明書等
  - 障害者控除を受ける方は、「障害者手帳」または「障害者控除対象者認定書」(介護長寿課にて発行)
  - 扶養に入れる方がいる場合は、その方の個人番号確認の書類(マイナンバーカード、通知カード、個人番号記載の住民票)
  - 医療費控除を受ける方は、同封の「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要です。  
※ 医療保険者等から交付を受けた医療費通知に基づいて、『「医療費控除の明細書」の2医療費(上記1以外の明細)』の記載を省略する場合には、医療費通知の添付も必要となります。

(注) なりすまし等による個人番号の不正利用を防止するため、提示していただく必要があります。

例年、申告の最終週(3月9日から16日)は大変混雑し、長時間待ち(平均2時間)が予想されます。

●市県民税申告書の提出は市役所申告会場のほかに、郵送、電子でも提出可!

●確定申告書の提出は税務署、市役所申告会場のほか、郵送、パソコンやスマートフォンからも提出可!

詳しくは隣のページをご覧ください。

## 申告フローチャート

申告が必要かどうか、簡易的に判断できます。  
確定申告する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

スタート

令和8年1月1日現在  
石垣市に住んでいた

いいえ  
令和8年1月1日に住んでいた  
市町村にお問合せください



※1. 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2. 税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。健康保険制度の扶養とは異なります。

※3. 収入がない場合でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入者、税関係証明書が必要な方、公営団地等の手続きを要する方は必ず申告してください。また上記以外でも各種行政サービスを受ける場合に申告が必要な場合がありますので申告をおすすめします。

### <注意点>

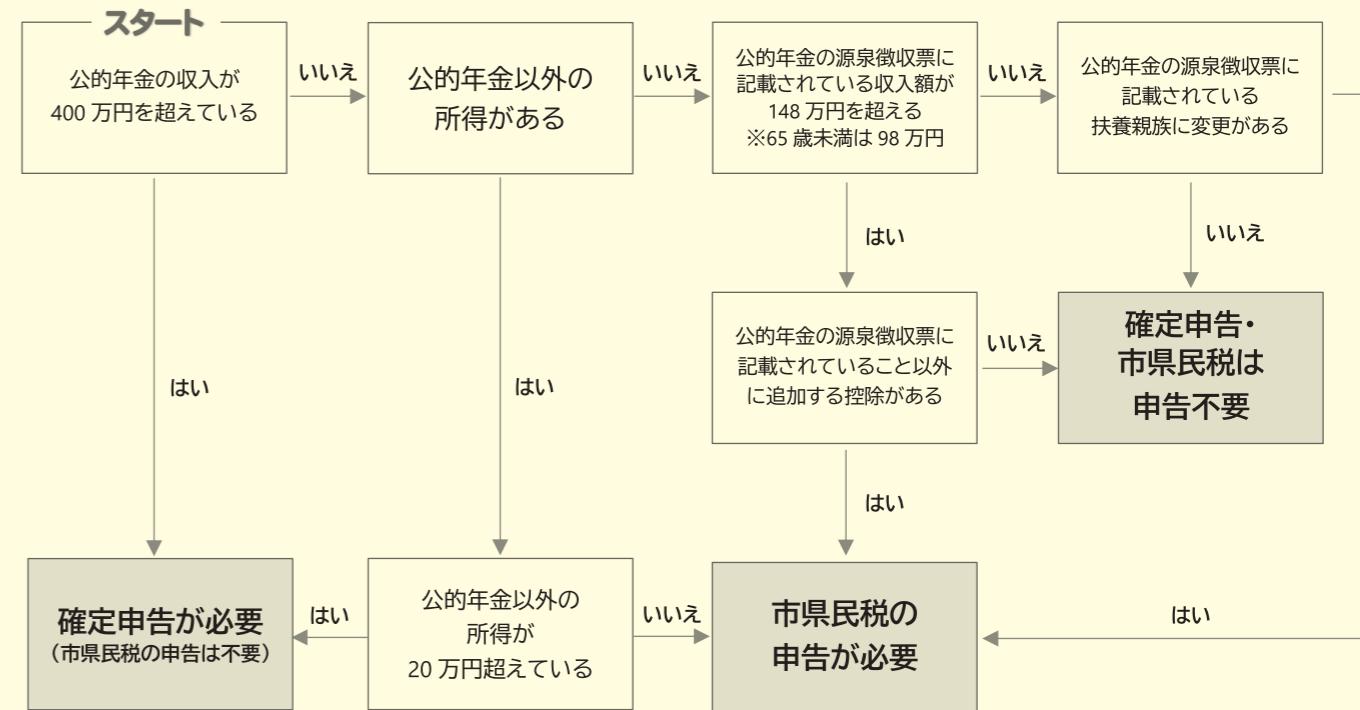
上記で「市県民税申告」に該当する場合でも、下記に該当する方は石垣税務署で確定申告をする必要があります。  
※ 石垣市役所では申告受付できません

- ・土地・株式等の譲渡所得がある方
- ・利子・配当所得がある方
- ・肉用牛売却所得(課税特例の対象)がある方
- ・青色申告をする方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方

## 公的年金収入のある方へ(※ 障害年金、遺族年金は除く)

収入が公的年金(※障害年金、遺族年金除く)のみで、控除の追加がない方は申告不要です。  
公的年金の他に収入がある方、扶養や医療費等の控除を追加する方は、申告が必要です。  
申告が必要か、公的年金収入がある方のフローチャートをぜひご活用ください。

## 公的年金収入(※障害年金、遺族年金除く)がある方の申告フローチャート



- ・年金から所得税が源泉徴収されている場合は、確定申告をすることにより、税金が還付されることがあります。
- ・遺族年金・障害年金のみを受給している方は、市県民税の申告が必要です。

## 「確定申告が必要」な方は、マイナンバーカードでe-Tax!

問合先：石垣税務署  
個人課税担当 (82-8352)  
※音声案内後、「2」→「2」

税務署では、ご自宅等から簡単に手続きできるマイナンバーカードを利用したe-Taxをお勧めしております。

受付は令和8年2月16日(月)から

所得税等は3/16(月)まで  
消費税等は3/31(火)まで

※還付申告は受付期間以前でも提出できます。

### 確定申告会場 場所と相談時間

場所：石垣税務署(字登野城8番地)  
時間：9時～16時

※入場整理券が必要

申告会場が閉まる日  
(相談できない日)  
土日祝日、2/20(金)、2/27(金)

### お忘れなくスマートフォンとマイナンバーカード

マイナンバーカードによる申告をお勧めしていますので、スマートフォンと次の2つを持参ください。

- ・マイナンバーカード(有効期限注意)
- ・2種類のパスワード

※失効や忘失は、再来場を案内する場合がございます。

### はじめにLINEで「友だち追加」

国税庁LINE  
公式アカウント

石垣市のLINEを登録している方は、ぜひ国税庁も！  
まずは  
こちらから登録→



### 会場へ来場をお考えの方は 入場整理券を事前予約

申告相談会場の相談には、入場整理券が必要です。LINE「メインメニュー」の確定申告相談の申込(個人の方)から事前予約ください。



### こんな時はどうする？

1. 電子証明の有効期限が切れてる！  
市役所市民課にて更新ください。(3月は混みますのでお早めに)
2. パスワードが失効してる！(又は忘れた！)  
失効又は忘失した場合、市役所等で再設定ください。